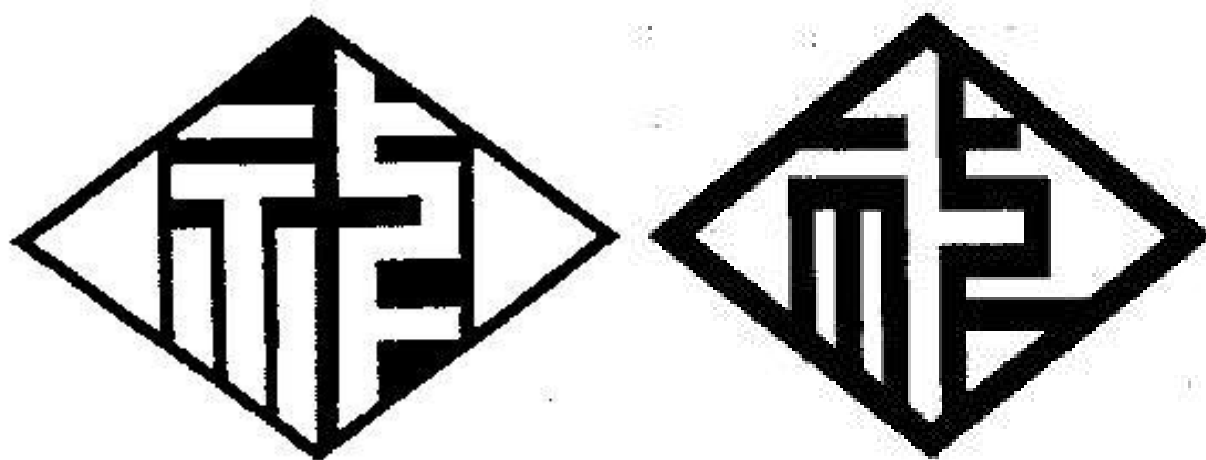


神谷小中学校いじめ防止基本方針



平成 30 年 11 月
いの町立神谷小中学校

目 次

はじめに	1
1 目的	1
2 見直しと公表	1
3 いじめの定義	2
4 いじめの防止	3
5 いじめの早期発見	4
6 いじめへの対処	4
7 重大事態への対処	6
おわりに	8
《資料Ⅰ》 「学校生活アンケート」	9
《資料Ⅱ》 「神谷小中学校におけるいじめ防止等に係るチェックシート（教職員用）」	18
「いじめ発見のチェックシート（教職員による日常チェック用）」	20
「家庭用いじめ発見チェックシート」	21
《資料Ⅲ》 「いじめ防止等対策委員会」	22
いじめ防止・早期発見及びいじめに対する措置マニュアル	23

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、さらには、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

このようないじめは、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為や、異質な他者に対する差別といった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どものモデルとなるべき大人一人ひとりが、互いの違いを認め合い、自分の大切さとともに他者の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、子どもの心に寄り添いつつ、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの問題の解決を通して、子どもたち一人ひとりが「夢」や「志」をもち、その実現に向け自分の力を思う存分発揮できる学校づくりや、さらには心豊かで安全・安心な社会づくりを、子どもたちと共に、周りで支える大人一人ひとりが自ら、主体的に進めなければならない。

このような基本理念のもと、いじめ問題の克服に向け、本基本方針を策定し、児童生徒会による主体的な活動を支援すると共に、本校児童生徒の保護者、地域、教育委員会等の関係機関と連携し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 目的

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）※第13条の規定に基づき、本校が在籍する児童生徒の保護者並びに地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的、迅速に推進するために策定するものである。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

（学校いじめ防止基本方針）

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 見直しと公表

本校は、本基本方針の策定から3年の経過をめぐり、国・県・町の動向等も勘案して、本基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また、本基本方針については、本校児童生徒の保護者並びに本校学校運営協議会委員への配付及び本校ホームページへの掲載によって公表することとする。

3 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

いじめには多様な態様がある。「法」の対象となるいじめに該当するか否かを判断する際、※「法」第2条にある「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を限定して解釈することのないよう努めなければならない。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることから、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することも当然必要である。また、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等について「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要となる。

いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行ったことが意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

このように、いじめの認知については、その行為や背景を十分把握する必要があることから、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止委員会において行うこととする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◆冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆金品をたかられる
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめ対策委員会を開催し、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることにする。

ただ、こうした行為を行う児童生徒も、また未来ある存在であるということは認識しておかなければならない。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめの防止

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童等はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。本校学校教育目標「郷土を愛し、心豊かで、自ら考え行動できるたくましい児童生徒の育成」の達成のためにも、学校教育活動全体を通じ、「いじめは絶対に許されない」との共通認識を持ち、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活を創りだすことを通して、いじめの根絶に取り組む。

また、友情と連帯のある楽しい学校づくりに向け、児童生徒の心の変化をつかみ、児童生徒に寄りそう教育の体制づくりについても、本校関係者と一体となった取組を継続していく。

いじめを未然に防止するために、次の事項について重点的に取り組む。

(1) わかる授業づくり…「『主体的・対話的で深い学び』の実現を目指した授業づくり」

- 基礎的・基本的事項の徹底習得
- 複式授業等での授業改善と学び合いによる学習活動の充実
- 意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
- 授業評価アンケートの実施

(2) 学習規律の徹底

- ノーチャイムによる行動
- 正しい姿勢，発表の仕方，聞き方

(3) 学級集団づくり

- 話し合い活動，学級会活動の充実
- 居場所づくり，なかまづくり

(4) 社会体験，自然体験，交流体験の充実

- 豊かな体験活動の設定
- 9年間を見通した体系的・計画的な実施

(5) 児童生徒会活動の充実

- 学校行事の主体的な運営
- 委員会活動の充実

(6) 人権学習，道徳教育の推進

- 一人ひとりのよさや違いを認め合える学習
- いじめの本質や構造の理解

5 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、児童生徒に関わるすべての大人が連携し、児童生徒の小さな変化にも気づく力を高めることが必要である。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知しなければならない。そのため、毎学期の学校生活アンケート《資料Ⅰ参照》の迅速な結果分析及び気になる回答をした児童生徒への聞き取り、スクールカウンセラーや学級担任を中心とした個人面談・教育相談等、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を常に改善していくとともに、保護者や地域と連携して児童生徒を見守っていく。

早期発見の基本は、児童生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。チェックシート《資料Ⅱ参照》を活用するなど、教職員が意識的に児童生徒の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用し、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行う。

(1) 朝・帰りの会や授業中などの観察

- 朝学校に来たときの声、表情をつかむ
- 健康観察、保健室等での様子

(2) 個人面談の実施

- 学期に最低1回は、スクールカウンセラーと全校児童生徒の面談を実施する。

(3) 学校生活アンケートの実施

- 年間3回（7月、12月、3月）実施（※3月は小学1年生から中学2年生まで）

(4) Q-Uアンケートによる学級生活状況調査と全職員による分析

- 年間2回（5月、11月）実施

6 いじめへの対処

学校におけるいじめへの防止等に関する実効的な措置及び組織的な対応を行うため、※「法」第22条に則り、中核となる常設の組織として「いじめ防止等対策委員会」《資料Ⅲ参照》を設置する。

教職員がいじめを発見、または相談を受けた場合には、直ちに、管理職に報告し、「いじめ防止等対策委員会」を開催する。当委員会では、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保、保護者等の学校関係者への対応、いじめたとされる児童生徒に対する確認及び適切な指導等について組織的な対応を協議・決定し対処していく。また、家庭や教育委員会への連絡・相談を行い、事案によっては、関係機関と連携した取組を実施する。

教職員は、情報収集と記録、共有を行う役割を担うため、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、すべて「いじめ防止等対策委員会」に報告・相談する。当委員会に集められた情報は、個々の生徒について記録し、複数の教職員がそれぞれ認知した情報の集約と共有化を図る。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) 「いじめ防止等対策委員会」の役割

いじめ未然防止といじめ早期発見およびいじめ解決の役割を担う。また、いじめの疑いがある

事案についても、当委員会において、組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

当委員会内に、いじめ未然防止といじめ早期発見のための「いじめ防止委員会」と、いじめを認知した場合にその解決に向けた「いじめ対策委員会」を設置する。

(2) 「いじめ防止委員会」の構成と活動内容

いじめの未然防止と早期発見のために「いじめ防止委員会」を設置する。

【構成】 校長，教頭，生徒指導担当・主事，養護教諭，S C，特別支援学級関係教員

(個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、関係の深い教職員を追加する。)

【活動内容】

- ①策定した神谷小中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用，生徒用，保護者用等）の作成・検証・修正
- ③いじめに関する校内研修の企画立案・検討
- ④いじめに関するアンケートの実施と結果報告
- ⑤いじめの未然防止の取組
- ⑥いじめの早期発見の取組
- ⑦各学級における生徒の状況把握
- ⑧いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録，共有 等

(3) 「いじめ対策委員会」の構成と活動内容

いじめの疑いに関する情報があったときには、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有，関係のある生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携等について、組織的な対応を行うために「いじめ対策委員会」を設置する。

【構成】 校長，教頭，生徒指導担当・主事，当該学級担任，P T A会長

(必要に応じて教育委員会職員，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，教育支援センター教育相談員，警察関係者その他に協力を仰ぐ。)

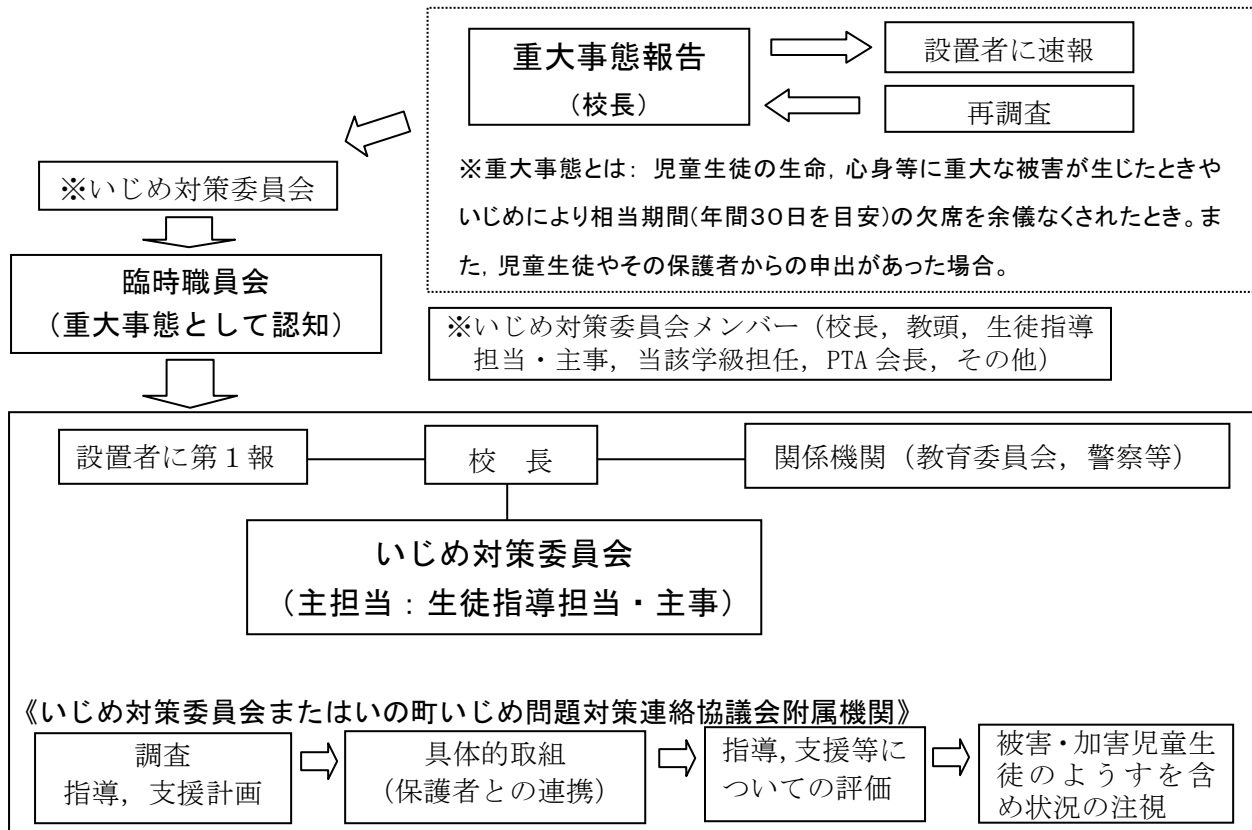
【活動内容】

- ①事実関係の正確な調査・把握と報告
- ②被害児童生徒・加害児童生徒及び全児童生徒に対して具体的な指導方針を決定
- ③保護者と連携のもと，いじめの解決へ向けた取組
- ④教育委員会，警察等関係機関と連携のもと，いじめの解決へ向けた取組
- ⑤事態収束まで継続した取組及び経過観察 等

重大事態の調査等を行う場合は「いじめ対策委員会」を母体とし，当該事実の性質に応じて弁護士・医師等の専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、被害児童生徒及び報告してくれた児童生徒の十分な安全を確保するとともに、いじめ対策委員会またはこの町いじめ問題対策連絡協議会附属機関の指導のもと、全児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。



(1) いじめられた児童生徒への対応

①聞き取りが可能な場合

ア 一次対応（緊急対応）：基本的には当該学級担任及び養護教諭とするが、いじめを発見、または被害児童生徒やその保護者から報告・相談を受けた教職員も対応する。

○いじめの事実関係を正確に把握する（聞き取りの際は、複数の教員で行う）。

○いじめられた生徒の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）を行う。

○管理職及び「いじめ対策委員会」、被害・加害児童生徒の保護者に、事実を正確に伝える。

イ 二次対応（短期対応）：当該学級担任、養護教諭、生徒指導主事

○保護者や関係機関等と連携を図りながら、被害児童生徒を支援する体制を整える。

ウ 三次対応（長期対応）：当該学級担任、児童生徒指導主事、養護教諭、管理職、SC等

○いじめられた児童生徒の学級及び集団への適応を促進する。

②聞き取りが不可能な場合（児童生徒の入院や死亡など）

○当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、着手する。

○在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

※児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

(2) いじめた児童生徒への対応

①一次対応（緊急対応）：当該学級担任等

○いじめの事実と経過を、複数の教員で確認する。

○管理職及び「いじめ対策委員会」、被害・加害児童生徒の保護者に事実関係を正確に伝える。

②二次対応（短期対応）：管理職，養護教諭，当該学級担任，児童生徒指導担当・主事

○いじめの態様等により指導方針を立案し，職員間の共通理解を図る。

③三次対応（長期対応）：管理職，養護教諭，当該学級担任，児童生徒指導担当・主事，人権教育主任，S C等

○人権意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導する。

(3) 重大事態の報告

学校は，重大事態が発生した場合，質問紙調査，その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。そして，いじめを受けた生徒及びその保護者に対し，必要な情報を提供するとともに，学校を所轄するいの町教育委員会に報告をする。

(4) 調査の趣旨等

事実関係を明確にすることは，重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ（いつ頃から），誰から，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り網羅的に明確にすることにつながり，重大事態に対処するとともに，同種の事態の発生の防止に資することとなる。ただし，調査に当たっては，因果関係の特定を急ぐべきではなく，客観的な事実関係を速やかに明らかにすることが大切である。

(5) 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは，教育委員会と連携し，速やかに，当該重大事態に係る調査を行うための組織を設ける。

いの町いじめ問題対策連絡協議会が調査の主体となる場合の組織の構成については，司法に関する専門家や児童精神医学に関する専門家，学識経験者，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし，当該調査の公平性・中立性を確保する。また，学校が調査の主体となる場合は，「いじめ対策委員会」を母体とし，当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織を構成する。

(6) 調査実施における留意事項

重大事態が発生した場合，関係のあった児童生徒が深く傷つき，学校全体の児童生徒や保護者や地域に不安や動揺が広がったり，ときには事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は，児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努め，予断のない一貫した情報発信，プライバシーへの配慮を行う。

(7) 調査結果の提供及び報告

○調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ，誰から行われ，どのような態様だったか，学校がどのように対応したか）等については，被害児童生徒及び保護者に対し説明する。

○情報の提供に当たっては，適時・適切な方法で行う。

- 情報の提供に当たって、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、被害児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置を執る。
- 調査結果については、いの町いじめ問題対策連絡協議会を経て町長に報告する。調査結果の説明を踏まえ、被害児童生徒またはその保護者が希望する場合、被害児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書を添付する。

おわりに

いじめは、子どもの問題だけではなく、すべての人たちの問題である。学校、家庭、地域、関係機関の連携・協力のもとで、すべての子どもたちを見守りながら、自尊感情を高める取組を継続して実施し、いじめのない社会を築いていかなければならない。学校教育活動全体を通じて、自分も他者も大切に思える自尊感情の高い子どもの育成に努め、子どもたちが将来にわたって幸せになれるよう、共に連携した取組を推進していく。

がっこうせいかつ
「学校生活アンケート」

小学1年生

実施日 年 月 日

このアンケートは、みなさんの学校生活があんぜんでのしくなるように
するためのものです。すなおな気持ちでこたえてください。

1 あなたの今の気持ちをこたえてください。

「はい」「いいえ」どちらかに○をつけてください。

- (1) 学校はたのしい。 はい いいえ
- (2) みんなでなにかをするのはたのしい。 はい いいえ
- (3) べんきょうはたのしい。 はい いいえ
- (4) 学校のせんせいは、はなしをきいてくれる。 はい いいえ

2 ことしの 月からきょうまでに、あなたは、まわりのひとから、^{した}下にか
いてあることをされたことがありますか。「ある」「ない」どちらかに○を
つけてください。

- (1) いやなことや、わるぐちをいわれた。 ない ある
- (2) なかまはずれにされた、しらんぷりをされた。 ない ある
- (3) ものをかくされた、こわされた。 ない ある
- (4) わざとぶつかられた、たたかれた、けられた。 ない ある
- (5) おかねやものをとられた。 ない ある
- (6) いやなことや、あぶないことをさせられた。 ない ある
- (7) そのほかのいやなことをされた。 ない ある

3 ことしの 月からきょうまでに、まわりのひとからいやなことをされて
こまっているともだちがいますか。「いる」「いない」どちらかに○をつけ
てください。

いる

いない

「学校生活アンケート」

小学低学年

実施日 年 月 日

このアンケートは、みなさんの学校生活が安全で楽しくなるようにするためのものです。あとの質問に正直に答えてください。

問1 次の(1)～(4)の質問について、あなたの今の気持ちを答えてください。「はい」「いいえ」どちらかの()に○をつけてください。

- (1) 学校が楽しい。……………はい () いいえ ()
- (2) みんなでなにかをするのは楽しい。………はい () いいえ ()
- (3) 勉強がわかる。……………はい () いいえ ()
- (4) 学校の先生は、話を聞いてくれる。………はい () いいえ ()

問2 今年の 月から今日までに、あなたが、まわりの人からされたことがあるすべての()に○をつけてください。

- ① () いやなことや悪口を言われた。
 - ② () なかまはずれにされたり、むしされた。
 - ③ () ものをかくされたり、よごされたりした。
 - ④ () ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。
 - ⑤ () お金やものをとられたり、こわされたりした。
 - ⑥ () いやなことや危ないこと、はずかしいことをむりやりさせられた。
 - ⑦ () パソコンやケータイ電話でいやなことをされた。
 - ⑧ () その他
- []

問3 問2で①～⑧に○をつけた人は答えてください。だれからそういうことをされましたか。あてはまるすべての()に○をつけてください。その他の場合は、[]にだれからされたのかを書いてください。

- ① () 同じクラスの人 ② () ちがうクラスの人 ③ () 上級生
- ④ () 下級生 ⑤ () 先生 ⑥ () 家族
- ⑦ その他 []

問4-ア 今年の 月から今日までに、あなた以外のクラスの人や学校の人のなかで、まわりの人からいやなことをされている人はいますか。「いる」「いない」のどちらかの()に○をつけてください。

- ① いる () ② いない ()

問4-イ ①「いる」と答えた人は、どんなことをされているか書いてください。

問5ーア 心を傷つけられたり、たたかれたりして「いやだ」とか「こわい」などと感じている人は答えてください。そのことを学校の先生たちに相談したいですか。「はい」「いいえ」のどちらかの()に○をつけてください。

- ① はい () ② いいえ ()

※①「はい」と答えた人は、[]にあなたの名前を書いてください。周りの人にわからないようにして話を聞きます。[]

問5ーイ ①「はい」と答えた人は、だれに話したいですか。()に○をつけてください。

- ① () 担任の先生
② () 保健室の先生
③ () 担任・保健室以外の先生 その先生の名前を書いてください []
④ () 校長先生や教頭先生
⑤ () スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

問6 あなたは、今よりも安全で楽しい学校になるために、クラスや学校でどんなことをしたらよいと思いますか。自由に書いてください。

「学校生活アンケート」

小学中学年

実施日 年 月 日

名前 _____

このアンケートは、みなさんの学校生活が安全で楽しくなるようにするためのものです。あとの質問に正直に答えてください。

問1 次の(1)～(4)の質問について、あなたの今の気持ちを答えてください。

「あてはまる」「だいたいあてはまる」「あまりあてはまらない」「あてはまらない」のなかから一番近いと思うものを1つ選んで、()に○をつけてください。

(1) 学校が楽しい。

あてはまる () だいたいあてはまる () あまりあてはまらない () あてはまらない ()

(2) みんなでなにかをするのは楽しい。

あてはまる () だいたいあてはまる () あまりあてはまらない () あてはまらない ()

(3) 勉強がわかる。

あてはまる () だいたいあてはまる () あまりあてはまらない () あてはまらない ()

(4) 学校の先生は、話を聞いてくれる。

あてはまる () だいたいあてはまる () あまりあてはまらない () あてはまらない ()

問2 前回のアンケートから今日までに、あなたが、まわりの人からされたことがあるすべての()に○をつけてください。「⑥」と「⑧」の場合は、[]にどんなことをされたのか、書いてください。

① () いやなこと(ひやかし、からかい)や悪口を言われた。

② () グループや集団から仲間はずれにされたり、無視された。

③ () ものを隠されたり、汚されたりした。

④ () ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした。

⑤ () お金やものをとられたり、壊されたりした。

⑥ () いやなことや危ないこと、恥ずかしいことを無理やりさせられた。

[]

⑦ () パソコンや携帯電話でメールやインターネットの掲示板などに悪口を書かれるなどいやなことをされた。

⑧ () その他 []

⑨ () ①～⑧のようなことは、されなかった。

問3 問2で①～⑧に○をつけた人は答えてください。だれからそういうことをされましたか。

あてはまるすべての()に○をつけてください。その他の場合は、[]に具体的に書いてください。

① () 同級生 ② () 上級生 ③ () 下級生

④ () 先生 ⑤ () 家族 ⑥ その他 []

問4ーア 前回のアンケートから今日までに、あなた以外のクラスの人や学校の人の中で、まわりの人から嫌なことをされている人はいますか。

- ① いる () ② いない ()

問4ーイ ①と答えた人は、どんなことをされているか書いてください。

問5 あなたは、学校が今以上に、安全で楽しい学校になるためにクラスや学校でどんなことをしたらよいと思いますか。自由に書いてください。

「学校生活アンケート」

小学高学年

実施日 年 月 日

このアンケートは、みなさんの学校生活が安全で楽しくなるようにするためのものです。あとの質問に正直に答えてください。

問1 次の(1)～(4)の質問について、あなたの今の気持ちを答えてください。

「あてはまる」「だいたいあてはまる」「あまりあてはまらない」「あてはまらない」のなかから一番近いと思うものを1つ選んで、()に○をつけてください。

(1) 学校が楽しい。

あてはまる () だいたいあてはまる () あまりあてはまらない () あてはまらない ()

(2) みんなでなにかをするのは楽しい。

あてはまる () だいたいあてはまる () あまりあてはまらない () あてはまらない ()

(3) 勉強がわかる。

あてはまる () だいたいあてはまる () あまりあてはまらない () あてはまらない ()

(4) 学校の先生は、話を聞いてくれる。

あてはまる () だいたいあてはまる () あまりあてはまらない () あてはまらない ()

問2 今年の月から今日までに、あなたが、まわりの人からされたことがあるすべての()に○をつけてください。「⑥」と「⑧」の場合は、[]にどんなことをされたのか、書いてください。

① () いやなこと(ひやかし、からかい)や悪口を言われた。

② () グループや集団から仲間はずれにされたり、無視された。

③ () ものを隠されたり、汚されたりした。

④ () ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした。

⑤ () お金やものをとられたり、壊されたりした。

⑥ () いやなことや危ないこと、恥ずかしいことを無理やりさせられた。

[]

⑦ () パソコンや携帯電話でメールやインターネットの掲示板などに悪口を書かれるなどいやなことをされた。

⑧ () その他 []

⑨ () ①～⑧のようなことは、されなかった。

問3 問2で①～⑧に○をつけた人は答えてください。だれからそういうことをされましたか。

あてはまるすべての()に○をつけてください。その他の場合は、[]に具体的に書いてください。

① () 同級生 ② () 上級生 ③ () 下級生

④ () 先生 ⑤ () 家族 ⑥ その他 []

問4ーア 今年の月から今日までに、あなた以外のクラスの人や学校の人の中で、まわりの人から嫌なことをされている人はいますか。

- ① いる () ② いない ()

問4ーイ ①と答えた人は、どんなことをされているか書いてください。

問5ーア 心を傷つけられたり、たたかれたりして「いやだ」とか「こわい」などと感じている人は答えてください。そのことを学校の先生たちに相談したいですか。

- ① はい () ② いいえ ()

※①と答えた人は、[]にあなたの名前を書いてください。周りの人にわからないようにして話を聞きます。[]

問5ーイ ①と答えた人は、だれに話したいですか。()に○をつけてください。

- ① () 担任の先生
② () 保健室の先生
③ () 担任・保健室以外の先生 その先生の名前を書いてください []
④ () 校長先生や教頭先生
⑤ () スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

問6 あなたは、学校が今以上に、安全で楽しい学校になるためにクラスや学校でどんなことをしたらよいと思いますか。自由に書いてください。

「学校生活アンケート」

実施日 年 月 日

神谷小中学校では、「みんなが安心して、楽しく笑顔で通える学校」をみんなで作っていくことを目指しています。そのために、みんなが思っていること、感じていることを知りたいと思っています。毎日一緒に生活していても、先生に言えないことや友だちにも言えないこと、また、思っていること・感じていることがあっても言葉にできないことは、誰にでもあります。

そこで、みんなに次の質問に答えてほしいと思います。ここで答えてくれたことは、あなたが「いい」と言わない限り、他の人に言ったり、聞いたり、調べたりしません。安心して、正直に答えてください。私たちが知りたいのは、あなたの本当の思いです。

問1 次の(1)～(4)の質問について、あなたの今の気持ちを答えてください。

「当てはまる」「だいたい当てはまる」「あまり当てはまらない」「当てはまらない」の中から一番近いと思うものを1つ選んで、()に○をつけてください。

(1) 学校が楽しい。

当てはまる() だいたい当てはまる() あまり当てはまらない() 当てはまらない()

(2) みんなでなにかをするのは楽しい。

当てはまる() だいたい当てはまる() あまり当てはまらない() 当てはまらない()

(3) 勉強がわかる。

当てはまる() だいたい当てはまる() あまり当てはまらない() 当てはまらない()

(4) 学校の先生は話を聞いてくれる。

当てはまる() だいたい当てはまる() あまり当てはまらない() 当てはまらない()

問2 今年の 月 から 今日 までに、あなたが、まわりの人からされたことがあるすべての()に○をつけてください。「⑥」と「⑧」の場合は、実際にされたことを具体的に〔 〕に書いてください。

① () 嫌なこと(冷やかし、からかい)や悪口をいわれた。

② () グループや集団から仲間はずれにされたり、無視された。

③ () ものを隠されたり、汚されたりした。

④ () ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。

⑤ () お金やものをとられたり、壊されたりした。

⑥ () 嫌なことや危ないこと、恥ずかしいことを無理やりさせられた。

〔 〕

⑦ () パソコンやケータイ電話で、メールやインターネットの掲示板などに悪口を書かれるなど嫌なことをされた。

⑧ () その他〔 〕

⑨ () ①～⑧のようなことは、されなかった。

問3 問2で①～⑧に○をつけた人は答えてください。だれからそういうことをされましたか。当てはまるすべての()に○をつけてください。その他の場合は、〔 〕に具体的に書いてください。

① () 同級生 ② () 上級生 ③ () 下級生

④ () 先生 ⑤ () 家族 ⑥ その他〔 〕

《資料Ⅱ》

神谷小中学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックシート（教職員用）

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている， 3…おおむねできている， 2…あまりできていない， 1…できていない

1 いじめの防止のための取組

項目		チェック			
学校づくり・ 授業づくり	児童生徒が規律正しい態度で主体的に授業に取り組めるよう指導・支援を行っている	4	3	2	1
	全ての児童生徒が参加できる授業づくりに努めている	4	3	2	1
	1時間の授業に、児童生徒による意見を発表し合ったり学び合ったりするなどの対話的な活動を組み込んでいる。	4	3	2	1
	児童生徒が着実に基礎的・基本的事項を習得するための手立てを図っている。	4	3	2	1
	授業評価アンケートを定期的実施し、児童生徒の意見を授業改善に取り入れようとしている。	4	3	2	1
	児童生徒が主体的に取り組める児童生徒会活動を意識した学校行事や委員会活動などの指導・支援を行っている	4	3	2	1
集団づくり・ 生徒理解	菊池学園の取組（ほめ言葉のシャワー、価値語、成長ノート）の意義を理解し、児童生徒間や教職員とのより良い人間関係づくりに努めている	4	3	2	1
	学級における活動では、児童生徒による話し合い活動などを意識して取り入れている	4	3	2	1
	生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、生徒一人一人と会話するよう心がけている	4	3	2	1
	児童生徒との個人面談を定期的実施している	4	3	2	1
人権学習・道徳教育 児童生徒指導	一人ひとりのよさや違いを認め合える学習に取り組んでいる	4	3	2	1
	道徳の授業では、児童生徒による意欲的な対話を取り入れようとしている	4	3	2	1
	生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4	3	2	1
	感情的に大きな声で叱るなど、児童生徒が萎縮し、人間性が否定されたと捉えられるような指導はしないように十分注意している	4	3	2	1
教職員の 資質能力向上	教師の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている	4	3	2	1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的確認している	4	3	2	1
	日頃から保護者・地域との連携を深める機会をもてるよう意識した教育活動に取り組んでいる	4	3	2	1

2 いじめの早期発見, 早期対応等

項目		チェック			
いじめの発見	日常の観察に加え, アンケートや面談, 個人ノートなどを活用し, 生徒の実態把握に努めている	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には, 校内の「いじめの防止等対策委員会」に報告し, 複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4	3	2	1
	児童生徒の人間関係等を観察しながら, 「もしかして, いじめではないか」という視点を常に意識している	4	3	2	1
	児童生徒の気になることについては, 職朝などでの報告を抜かさないように努めている	4	3	2	1
いじめの対応等	いじめを認知した, またはいじめの疑いに関する情報を得たときには, 速やかに管理職等に報告することを意識している	4	3	2	1
	いじめの調査にあたっては, 客観的な事実関係を速やかに明らかにすることを意識している	4	3	2	1
	被害児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守り通すことを前提に, 被害児童生徒の保護者との十分な連携のもと, 組織として迅速に対応することに努めている	4	3	2	1
	加害児童生徒への指導について, その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで, 行為の背景などに寄り添い, 根本からの改善に努めている	4	3	2	1

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目	チェック			
学校行事や学級での出来事などについて, 学級通信等で情報発信するよう努めている	4	3	2	1
生徒の様子で気になることがあれば, 大小にかかわらず家庭へ連絡したり, 保護者から聞き取ったりするよう努めている	4	3	2	1
P T A 活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている	4	3	2	1
地域コーディネーターの活動について理解し, 連携ができています	4	3	2	1
学校運営協議会での協議内容やその活動について, 十分理解している	4	3	2	1

4 取組全体を通しての成果や課題, 改善点などについてお書きください。

いじめ発見のチェックシート（教職員による日常チェック用）

1 表情・態度

- 笑顔がなく沈んでいる
- 視線をそらし、合わそうとしない
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない
- 感情の起伏が激しい
- ぼんやりとしていることが多い
- わざとらしくはしゃいでいる
- 周りの様子を気にし、おずおずとしている
- いつも一人ぼっちである

2 身体・服装

- 身体に原因が不明の傷などがある
- 顔色が悪く、活気がない
- 寝不足等で、顔がむくんでいる
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている
- ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている
- ケガの原因を曖昧にする
- 登校時に、身体の不調を訴える
- 服に靴の跡がついている

3 持ち物・金銭

- カバンや筆箱等が隠される
- 作品や掲示物にいたずらされる
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする
- 机や椅子が傷つけられたり、落書きされたりしている
- ノートや教科書に落書きがある
- 必要以上のお金を持っている

4 言葉・行動

- 他の子どもから言葉がけを全くされていない
- 職員室や保健室の付近でうろうろしている
- 教室にいつも遅れて入ってくる
- 登校を渋ったり、急に忘れ物が多くなったりする
- 家から金品を持ち出す
- 不安げに携帯電話をいじったり、メールの着信や掲示板をチェックしたりしている
- いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする
- すぐに保健室に行きたがる
- いつも人の嫌がる仕事をしている

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中には入れない
- 笑われたり冷やかされたりする
- 特定のグループと常に行動を共にする
- よくけんかが起こる
- つき合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がる
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする
- 友達から不快に思う呼び方をされている
- グループで行う作業の仲間に入れてもらえない
- 遊びの中で、常に嫌な役割を担わされている

6 教師との関係

- 教師と視線を合わせなくなる
- 教師と関わろうとしない、避けようとする
- 教師との会話を避けるようになる

家庭用いじめ発見チェックシート

保護者のみなさまへ

お子さんの気持ちは日々変わっています。晴れの日もあれば、雨の日もあります。学校であったことはもちろん、家庭でいろいろと話してみてください。このチェックシートは、お子さんがいじめにあっているかどうかを知る手がかりとなるよう作られたものです。このチェックシートをもとにお子さんのようすをみてください。心配なことは、学級担任の先生など、学校へお話しください。

	お子さんのようすはいかがですか？	大丈夫	心配		お子さんのようすはいかがですか？	大丈夫	心配
起床から登校前	◇布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうである			夕食時から就寝まで	◇食欲がなくなった		
	◇けだるそうな、疲れたようすである				◇特定の友達に対する言葉遣いが、不自然にいいえいになった		
	◇いつもと違って、朝食を食べようとしない				◇友達の話をしたがらなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりした		
	◇ぼんやりしたり、ふさぎ込んでいたりする				◇親と視線を合わさなくなった		
	◇学校に行くのを渋ったり、行きたがらない				◇お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出すようになった		
	◇いつも特定の子が、無理矢理、迎えにくる				◇部屋にある持ち物がなくなっていく		
登校中	◇友達の荷物を、ひんぱんに持たされている				◇買い与えて記憶のない品物をもっている		
	◇ひとりで登校したがるようになった				◇友達からひんぱんに電話がかかってくる		
	◇遠回りして登校するようになった				◇電話に出たがらない		
	◇途中で家に帰ってくる				◇ノートなどに「死ね」等の言葉が書かれている		
帰宅時	◇服が汚れていたり、破れていたりする				◇部屋に閉じこもりがちになり、好きな趣味などにも興じなくなった		
	◇あざや擦り傷があっても、その理由を言いたがらない				◇成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなった		
	◇すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない				◇家族の者と話をしなくなった		
	◇いつもより帰宅が遅くなった				◇いじめの話しをすると、強く否定する		
	◇自転車や持ち物などが壊されている			◇気力をなくしたり、弟や妹につきあったりするなど、急に乱暴になったり情緒不安定になったりする			
	◇学校の話をしたがらなくなったり			◇急に、ボクシングや空手など、格闘技を習いたいと言い出す			
	◇外出したがらなくなった			◇疲れたようすである			
	◇道具や持ち物に落書きがある			◇なかなか寝つけないようである			

いじめ防止等対策委員会

いじめ防止委員会（※校内支援委員会）

開催日：毎月1回開催

構成員：校長，教頭，生徒指導担当・主事，養護教諭，SC，特別支援学級関係教員

内 容

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシートの作成・検証・修正
- いじめに関する校内研修の企画立案・検討
- いじめに関するアンケートの実施と結果報告
- いじめの未然防止の取組
- いじめの早期発見の取組
- 各学級における生徒の状況把握
- いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録，共有 等



いじめ対策委員会

開催日：いじめの疑いあるいはいじめを認知した時点で，速やかに開催する。

構成員：校長，教頭，生徒指導担当・主事，当該学級担任，PTA会長，その他

内 容

- 事実関係の正確な調査・把握と報告
- 被害児童生徒，加害児童生徒及び全児童生徒に対しての具体的な指導方針を決定
- 保護者と連携のもと，いじめの解決指導
- 警察等関係機関と連携のもと，いじめの解決指導
- 事態収束まで継続指導及び経過観察 等



いの町いじめ問題対策連絡協議会・警察署 等

いじめ防止・早期発見及びいじめに対する措置マニュアル

1 いじめ防止・早期発見

取組	対象	時期	備考
確認・共通理解	教職員	4月	「神谷小中学校いじめ防止基本方針」及びその取組について、組織職員会での共通理解を図る。
	保護者	4月	PTA 総会において、「神谷小中学校いじめ防止基本方針」及びその取組について説明し、理解と協力を得る。
	児童生徒	4月～5月	特活の時間を使い、いじめ防止の取組について、学校としての取組と合わせて、児童生徒会の取組について話し合い、児童生徒会総会で決議する。
個人面談	児童生徒	4月～5月 9月～10月	SCによる全児童生徒との個人面談を、実施する。
		7月、12月 随時	学級担任による担当児童生徒との個人面談を実施する。
チェックシート 《資料ⅡP.18～21 参照》	教職員	7月、12月	取組の振り返り
		随時	気になる児童生徒について、日常的なチェック
	保護者	随時	4月のPTA 総会時に、「神谷小中学校いじめ防止基本方針」と共に全家庭へ配付。家庭での子どもたちのようすをチェックするときの参考にしてもらう。
Q-U アンケート	児童生徒	5月、11月	アンケート実施後は、迅速に担任が集計し、気になる回答については、管理職へ報告し、取組について確認する。結果を集計し、研修職員会等で共通理解を図る。
学校生活アンケート 《資料ⅡP.9～17 参照》	児童生徒	7月、12月 3月（中3 除く）	アンケート実施後は、担任を中心に回答を確認し、気になる回答に対しては、管理職への報告と同時に、素早い事実確認と対応を行う。結果を集計し、全教職員で共通理解を図る。

2 いじめへの取組

